

第7節 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の総括

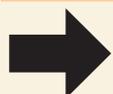
今般発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）に対して厚生労働省が講じてきた対策の総括を行い、今後の新型インフルエンザ（A/H1N1）の再流行時の対応及び鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の対策の見直しにいかすため、2010年（平成22）年3月31日に新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議（以下、「総括会議」）を、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部の下に設け、検討を進めてきた。

総括会議では、今後の課題とされたもののうち、特に水際対策、公衆衛生対策、サーベイランス、広報体制、医療体制、ワクチンなどについて、対策にかかわってきた現場の方々やその分野の有識者の意見等を聞きながら、検討を行ってきた。平成22年3月31日から7回にわたって総括会議を開催し、同年6月10日に報告書が取りまとめられた（図表1-7-1）。

今後、総括会議の提言内容を踏まえ、内閣官房や関係省庁とも連携しつつ、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の再流行や鳥インフルエンザ（H5N1）発生時に備え、新型インフルエンザ対策行動計画やガイドライン等の見直しを進めるとともに、今後の組織体制等の強化等にいかすこととしている。

図表 1-7-1 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議 報告書概要

◆全般的事項		平成 22 年 6 月 10 日	
1. 【病原性等に応じた柔軟な対応】 ▶ 感染力だけでなく致死率等健康へのインパクト等を総合的に勘案して複数の対策の選択肢を予め用意し、柔軟に決定するシステムを構築 2. 【迅速・合理的な意思決定システム】 ▶ 意思決定プロセスと責任主体を明確化し、迅速・合理的に意思決定できるシステムを構築 3. 【地方との関係と事前準備】 ▶ 発生前の段階から関係者間で対処方針の検討や訓練を重ねるなどの準備 4. 【感染症危機管理に関わる体制の強化】 ▶ 感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、関係機関のあり方や相互の役割分担、関係の明確化 5. 【法整備】 ▶ 感染症対策の全般のあり方について、国際保健規則や地方自治体、関係学会等の意見を踏まえ、必要に応じて、感染症法や予防接種法の見直しを行う等、各種対策の法的根拠の明確化			
◆サーベイランス	<input type="checkbox"/> 国立感染症研究所、保健所、地方衛生研究所も含めた日常からのサーベイランス体制の強化	◆公衆衛生対策（学校等の臨時休業等）	<input type="checkbox"/> 社会的・経済的影響を勘案した学校等の臨時休業等の運用方法の検討 <input type="checkbox"/> 学校等の臨時休業等の効果やあり方の検討
◆広報・リスクコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 広報やリスクコミュニケーションを専門に取り扱う組織の設置と、人員体制の充実 <input type="checkbox"/> 専任のスポークスパーソンの設置 <input type="checkbox"/> 情報が迅速かつ直接届くよう、情報提供のあり方の検討	◆医療体制	<input type="checkbox"/> 地域の実情を踏まえた医療提供体制の検討 <input type="checkbox"/> 発熱相談センターと発熱外来の設置の是非や運用方法について再度整理
◆水際対策	<input type="checkbox"/> 病原性等を踏まえ、専門家の意見を基に機動的に縮小等を可能に <input type="checkbox"/> 水際対策の効果について、更に知見を収集	◆ワクチン	<input type="checkbox"/> 国内のワクチン生産体制の強化 <input type="checkbox"/> ワクチン接種ガイドラインの早急な策定（実施主体、費用負担、集団接種などを検討） <input type="checkbox"/> 今回のワクチンの在庫問題の解決に向けて、早急に最大限努力



- ✓ 新型インフルエンザ行動計画やガイドラインの改定等の検討作業に速やかに着手し、実現すべき
- ✓ 発生前の段階からの体制強化の実現を強く要望